

熟年定期預金

令和 6 年 10 月 1 日現在

1 商品名	熟年定期預金
2 販売対象	当組合でつぎの年金等をお受取りいただいている方、またはお受取り手続を完了されている方。 (1) 国民年金、厚生(船員)年金、共済年金、労災年金、恩給 (2) 厚生年金基金、国民年金基金 ※お受取り手続を完了されている方とは、当組合を受取金融機関とし、つぎのいずれかの手続きを完了された方。 ①「年金受給権者 受取機関変更届」を当組合に提出された方 (「提出された日」からお取扱いができます。) ②「年金請求書」を年金事務所に提出された方 (「提出された日」からお取扱いができます。) ・「繰下げ請求」される方が、65 歳時に当組合を受取金融機関とし、年金請求手続を完了された場合、「*確認資料」を提示いただくことで本商品のお取扱いができます。但し、繰下げた年金が当組合での受取りとならなかった場合、本商品の満期日以降のご継続はできません。 (「*確認資料」：年金事務所から交付される「受付控」または「年金証書」等) ※満期日に「熟年」定期預金のお預け入れ要件が満たされていない場合は、自動継続を停止します。(自動継続定期の場合) ※この預金は、金融情勢等の変動により商品内容の変更や、取扱いの中止をすることがございます。
3 取扱開始	平成 21 年 9 月 14 日
4 期間	1 年[単利型]、3 年[複利型] ※預入期間 3 年については「単利型」もお選びできます。
5 預入方法	(1) 預入方法 一括預入 (2) 預入金額 1,000 円以上 1,000 万円以内(お一人様 1,000 万円まで) (3) 預入単位 1 円単位
6 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。

商品概要説明書

7 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	熟年定期預金の店頭表示利率を満期日まで適用します。 (金利は店頭の金利表示板に表示しています。) ※満期日以降の利率 (1) 自動継続定期の場合、継続後の利率は継続日の「熟年定期預金」の店頭表示利率となります。 (2) 普通定期の場合、解約日または書換え継続時における普通預金利率により計算します。 ＜複利型の場合＞ 満期日以降に一括して支払います。 ＜単利型の場合＞ 預入期間2年未満のものは満期日に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの期間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点以下第4位以下切捨て）により計算します。 [単利型]付利単位を1円とした1年を365日の日割計算です。 [複利型]付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算です。
8 手数料	手数料の定めはありません。
9 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。(マル優について詳しくは得意先係りまたは窓口へお問い合わせ下さい。)
10 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入日から中途解約日までの預入期間により、以下の中途解約利率（小数点第4位切捨て）により計算した利息とともに払戻します。 ・6か月未満・・・・・・・・普通預金利率 ・6か月以上1年未満・・約定利率×20% ・1年以上2年未満・・約定利率×30% ・2年以上3年未満・・約定利率×40%
11 金利情報	金利は店頭の金利表示用モニターに表示しています。または窓口へご照会ください。

商品概要説明書

12 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hiroshima-kenshin.co.jp/ ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
------------------------------	--

商品概要説明書

13 その他参考となる事項	(1) 利息には 20.315%の税金がかかります。(国税 15.315%・地方税 5%) ※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 (2) 公的年金を受給されている方のお預け入れは、年金自動受取を指定の店舗に限ります。 (3) 総合口座での取扱いは可能です。 (4) この預金は自由金利型定期預金「M型」(スーパー定期預金)に準じて取扱います。 (5) 預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円とその利息が保護の対象となります。 (当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して 1,000 万円とその利息が保護の対象となります。)
---------------	---